

## 第1回杉並区監視カメラに関する専門家会議 会議次第

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 挨拶
- 4 委員紹介
- 5 区側紹介
- 6 専門家会議設置要綱等について
- 7 会長選出
- 8 会長挨拶
- 9 議事
  - ( 1 ) 諮問
  - ( 2 ) 配布資料について
  - ( 3 ) 審議
  - ( 4 ) 今後の審議スケジュール
- 10 閉会

## 杉並区監視カメラに関する専門家会議設置要綱

平成 15 年 7 月 22 日

杉政総発第 8 3 号

### (設置)

第 1 条 監視カメラの設置及び利用基準の策定等に伴う法律上、政策上の諸問題について意見を聴くため、杉並区監視カメラに関する専門家会議（以下「専門家会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第 2 条 専門家会議は、次に掲げる事項について調査検討を行い、区長に報告する。

- (1) 監視カメラの設置及び利用基準に関すること
- (2) その他区長が必要と認める事項

### (組織)

第 3 条 専門家会議は、監視カメラとプライバシー保護に関する学識を有する者で、区長が委嘱する委員 4 名をもって組織する。

### (会長)

第 4 条 専門家会議に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は専門家会議を代表し、会務を総理する。

### (会議)

第 5 条 会議は会長が招集する。

- 2 専門家会議は、必要があると認めるときは、監視カメラ技術における専門家の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 専門家会議の会議は、公開とする。ただし、専門家会議の決定により非公開とすることができる。

### (事務局)

第 6 条、専門家会議の庶務は、政策経営部区長室総務課において処理する。

### (補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、専門家会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成 15 年 7 月 23 日から施行する。
- 2 この要綱は、所掌事項の区長への報告をもって廃止する。

## 杉並区監視カメラに関する専門家会議委員名簿

(平成15年7月31日現在 五十音順)

氏名	役職等	備考
いしむら こうじ 石村 耕治	白鷗大学法学部教授	
まえだ まさひで 前田 雅英	東京都立大学法学部教授	
みやけ ひろし 三宅 弘	弁護士	
みよし とおる 三好 達	元最高裁判所長官	

15 杉政総発第 85 号  
平成 15 年 7 月 31 日

杉並区監視カメラに関する専門家会議会長 様

杉並区長 山田 宏

監視カメラの設置及び利用基準について  
( 諮問 )

杉並区監視カメラに関する専門家会議設置要綱第 2 条の規定に基づき、下記のとおり諮問いたします。

記

1 諮問事項

- ( 1 ) 監視カメラの設置及び利用基準について
- ( 2 ) 条例化について

2 諮問理由

近年、増加傾向にある犯罪事情を背景に、道路、公園や商店街などに主に犯罪防止を目的とした監視カメラ（防犯カメラ）が増えています。

新宿・歌舞伎町には昨年 2 月に街頭防犯カメラシステムが導入され、以降、犯罪数が減少しているといわれています。また、過日の長崎市の男児誘拐殺害事件では、カメラの映像が解決の決め手となるなど監視カメラは、犯罪の予防及び被害の未然防止に効果が認められ、かつ犯人の検挙にも役立っているといわれています。

しかし、その一方で、自分の知らないところで撮影されていることや記録された画像がどのように使われているか分からないといった不安感も根強く、また、「監視社会化」をおそれる声もあります。

イギリスでは、監視カメラによって撮影された画像の不適切な利用の増加を契機として、監視カメラの設置及び利用について官民双方にわたる規制を行っています。しかし、日本には現在、監視カメラの設置及び利用について公的な規制がなく、全て設置者の任意に委ねられているのが実状です。

何の基準や規制もない中で、監視カメラによって人々は気が付かないうちにその容ぼう・姿態を撮影され、画像を利用されているとすれば、肖像権などプライバシーを侵害しているおそれは大きいといえます。たとえ、設置者が基準を設けて利用していたとしても、設置者の自主規制で、内容もまちまちでは、不安感の解消には繋がらず、依然としてプライバシー侵害への危惧はぬぐえません。

そこで区は、このような認識の下、今後確実に増え続けていくことが予想される監視カメラの有効性、有用性を踏まえたうえで、プライバシー保護の立場から監視カメラの設置及び利用基準のあり方とその実効性を担保するための条例化について貴会議のご意見を承りたく、諮問いたします。

## 検 討 課 題

### 1 監視カメラの設置及び利用に係る基準の必要性について

(1) 監視カメラが急増する中で、現在、その設置及び利用については設置者の任意に委ねられている。こうした中で、監視カメラの有用性、有効性を認めつつ、プライバシー保護の立場から監視カメラの設置及び利用について基準を設けることの必要性について

(2) 監視カメラの定義と基準の対象とするカメラの範囲について

監視カメラと防犯カメラ 等

### 2 設置及び利用に係る基準の内容について

(1) 設置にあたっての基準

(2) 利用にあたっての基準

3 行政の役割と条例化について

(1) 区の役割について

(2) 規制の対象と適用除外について

(3) 規制の内容について

(4) 実行確保の仕組みについて

(5) 第三者機関の設置について

(6) 条例化にあたっての課題

他の行政機関との関わり

属地的効力

その他

## 区民意識調査及び実態調査について

会議の検討に役立てるため、監視カメラについての区民の意識と監視カメラの設置状況について、下記の調査を行う。

## 1 区民意識調査

- |                  |        |
|------------------|--------|
| (1) 広報すぎなみ       | 8月21日号 |
| (2) インターネット掲示板   | 8月実施   |
| (3) 区政モニター150名   | 8月実施   |
| (4) 区役所本庁舎窓口聞き取り | 8月実施   |

## 2 実態調査

- |                         |         |
|-------------------------|---------|
| (1) 民間企業調査              | 8月～9月実施 |
| ・区内金融機関                 | 約70     |
| ・区内コンビニエンスストア           | 約200    |
| ・区内商店会                  | 約150    |
| (2) 区内公共機関              | 33 8月実施 |
| (3) 各家庭の防犯対策<br>(地域を限定) | 8月実施    |

## 検討スケジュール(案)

	日 程	内 容
第1回専門家会議	平成15年7月31日(木)	委員委嘱 諮問 審議
区民意識調査、実態調査	平成15年8月～9月	広報すぎなみ(8月21日号) インターネット掲示板 区政モニター 区内金融機関、公共機関等調査
第2回専門家会議	平成15年9月	区民意識調査、実態調査報告 関係機関からの意見聴取 審議
第3回専門家会議	平成15年10月	審議 答申内容検討
第4回専門家会議	平成15年11月	答申(予定)